

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

- ◇ 規 則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- ◇ 告 示 産業廃棄物再生利用業に係る指定基準

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年

法律第三十七号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の処理を要しない区域の指定等の通報）

第二条 省令第一条の通報は、様式第一号による通報書を提出して行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置等の届出書の様式）

第三条 省令第三条第一項の届出書の様式は、次に掲げる一般廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 ごみ処理施設及びし尿処理施設（し尿浄化槽を除く。） 様式第二号
- 二 し尿浄化槽 様式第三号
- 三 一般廃棄物最終処分場 様式第四号

2 省令第三条の二第一項の届出書の様式は、様式第五号によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置者の住所の変更等の届出）

第四条 一般廃棄物処理施設の設置者は、法第八条第一項の規定により届け出た事項のうち、住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第六号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第七号による届出書を知事に提出し

なければならない。

(産業廃棄物処理業の許可の申請書の様式)

第五条 省令第九条の二第一項の申請書の様式は、様式第八号によるものとする。

(産業廃棄物処理業の許可証の様式)

第六条 省令第十条の二の許可証(以下「許可証」という。)の様式は、様式第九号によるものとする。

(産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請書の様式)

第七条 省令第十条の三の申請書の様式は、様式第十号によるものとする。

(産業廃棄物処理業の廃止等の届出)

第八条 法第十四条第八項において準用する法第七条第十項の届出は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の全部又は一部を廃止した場合にあつては様式第十一号による届出書を、住所等に変更を生じた場合にあつては様式第十二号による届出書を提出して行うものとする。

2 知事は、前項の届出により許可証の書換えを必要とする場合には、許可証を書き換えて交付するものとする。

(産業廃棄物処理業の許可証の再交付の申請)

第九条 産業廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第十条 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた

場合には、直ちに、許可証(第二号に該当する場合にあつては、亡失した許可証)を知事に返納しなければならない。

一 許可証に記載された許可期限が満了したとき。
二 亡失により許可証の再交付を受けた場合で、亡失した許可証を発見したとき。

三 法第十四条第八項において準用する法第七条第十項の規定により許可を取り消されたとき。

(産業廃棄物再生利用業の指定の申請等)

第十一条 省令第九条第三号の指定(以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。)を受けようとする者は、様式第十四号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の指定の申請が、知事が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、産業廃棄物再生利用業の指定をしてはならない。

3 産業廃棄物再生利用業の指定には期限を付し、又は生活の環境保全上必要な条件を付することができる。

4 知事は、産業廃棄物再生利用業の指定をしたときは、様式第十五号による指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

5 産業廃棄物再生利用業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生利用業者」という。)は、当該指定を受けた事業の範囲の変更の指定を受けようとするときは、様式第十六号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の申請について準用する。

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第十二条 産業廃棄物再生利用業者は、当該指定を受けた事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、様式第十七号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 産業廃棄物再生利用業者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第十八号による届出書を知事に提出しなければならない。

一 住所

二 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

三 事務所又は事業場の所在地

四 再生利用の目的

五 再生利用の方法

六 取引関係

3 知事は、前二項の届出により指定証の書換えを必要とする場合には、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付の申請)

第十三条 産業廃棄物再生利用業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、指定証の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定により指定証の再交付を申請しようとする者は、様式第十九号による申請書を知事に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第十四条 知事は、産業廃棄物再生利用業者が、法、省令若しくはこの規則又はこれらの法令に基づく処分違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

2 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(指定証の返納)

第十五条 産業廃棄物再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、直ちに、指定証(第二号に該当する場合にあつては亡失した指定証)を知事に返納しなければならない。

一 指定証に記載された指定期限が満了したとき。

二 亡失により指定証の再交付を受けた場合で、亡失した指定証を発見したとき。

三 前条第一項の規定により指定を取り消されたとき。

(産業廃棄物処理施設の設置等の届出書の様式)

第十六条 省令第十一条第一項の届出書の様式は、次に掲げる産業廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。)

様式第二十号

二 産業廃棄物最終処分場

様式第二十一号

2 省令第十一条の二第一項の届出書の様式は、様式第五号によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者の住所の変更等の届出)

第十七条 産業廃棄物処理施設の設置者は、法第十五条第一項の規定により届け出た事項のうち、住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第六号による届出書を知事に提出しな

ければならない。

2 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第七号による届出書を知事に提出しなければならない。

(報告書の様式)

第十八条 次に掲げる報告書の様式は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 省令第十四条第一項の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の使用開始の報告書
様式第二十二号

二 省令第十四条第二項の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の技術管理者の変更の報告書
様式第二十三号

三 省令第十四条第三項の産業廃棄物処理責任者の設置又は変更の報告書
様式第二十四号

四 省令第十四条第四項の産業廃棄物の処理実績に関する報告書
様式第二十五号

五 省令第十四条第五項の産業廃棄物処理業者事業実績の報告書
様式第二十六号

(書類の提出等)

第十九条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副二部とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(清掃法施行細則の廃止)

2 清掃法施行細則(昭和二十九年七月鳥取県規則第三十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に産業廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、この規則の規定により産業廃棄物再生利用業の指定を受けている者とみなす。

4 この規則の施行の際現に交付を受けている産業廃棄物処理業の許可証又は産業廃棄物再生利用業の指定証は、この規則の規定による産業廃棄物処理業の許可証又は産業廃棄物再生利用業の指定証とみなす。

5 この規則の施行の際現に知事に提出されている申請書、届出書その他の書類は、この規則の相当規定により提出されている申請書、届出書その他の書類とみなす。

様式第1号 (第2条関係)

一般廃棄物の処理を要しない区域の指定
(指定の変更・指定の取消し) 通報書

職 氏 名 殿

一般廃棄物の処理を要しない区域の指定 (指定の変更・指定の取消し) をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の規定により、次のとおり通報します。

年 月 日

市町村長

印

指定 (指定の変更・指定の取消し) をした区域	
指定 (指定の変更・指定の取消し) をした年月日	年 月 日
指定 (指定の変更・指定の取消し) をした理由	

添付書類

- 1 指定等をした区域を明示した市町村の全図
- 2 区域の指定等の公示の写し

様式第2号(第3条関係)

ごみ処理施設 設置届出書
し尿処理施設

職 氏 名 殿

ごみ処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する
し尿処理施設

法律第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日 住所 -

届出者

氏名 (印)
(法人にあっては、名称及び代表
者の氏名 局 番)
(電話)

施 設 の 名 称		
施 設 の 種 類		
処 理 す る 廃 棄 物 の 種 類		
設 置 場 所		
処 理 能 力	t・kl/時	t・kl/日
処 理 方 式 の 概 要		
構 造 及 び 設 備 の 概 要		
放 流 水	水 質 及 び 水 量	
	放 流 方 法	
汚 で い、 残 灰 等 の 処 分 方 法	放 流 先 の 概 況	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 2 処理工程図
- 3 施設の付近の見取図

様式第4号(第3条関係)

一般廃棄物最終処分場設置届出書

職 氏 名 殿

一般廃棄物の最終処分場を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者

住所 □□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番

施設の名 称	
埋立処分する廃棄物の種類	
設 置 場 所	
埋立地の面積	㎡
処理能力	埋立地の埋立容量 ㎡
埋 立 方 式	
構造及び設備の概要	別紙1のとおり
水質及び水量	
放流水	放流方法
	放流先の概況
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
埋立開始予定年月日	年 月 日
	埋立終了予定年月日
	年 月 日

添付書類

- 1 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 2 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 埋立処分の計画を記載した書類
- 4 施設の位置、搬入経路及び付近の土地利用状況等を示す見取図
- 5 施設に係る土地の表示(別紙2)、登記簿の謄本及び公図の写し並びに設置者が当該土地の所有権を有しない場合には、設置者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- 6 跡地利用計画書

様式第5号 (第3条、第16条関係)

一般廃棄物処理施設構造等変更届出書
産業

職 氏 名 殿
 一般廃棄物処理施設の規模構造を変更したいので、廃棄物の処理及び産業に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日 届出者
 住所 □□□□-□□□□

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (電話) 局 番)

施設の種類	
施設の種類	
設置場所	
設置・届出年月日	年 月 日
変更の内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更工事の着工予定年月日	年 月 日
変更後の使用開始予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 2 最終処分場にあつては、埋立処分計画に変更がある場合には、変更後の埋立処分の計画を記載した書類
- 3 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 4 し尿浄化槽にあつては、処理するし尿を排出する建築物の種類に変更がある場合には、変更後の建築物の種類を記載した書類
- 5 最終処分場の規模を拡大しようとする場合には、拡大しようとする土地の表示、登記簿の謄本及び公図の写し並びに設置者が当該土地の所有権を有しない場合には、設置者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類

様式第6号(第4条、第17条関係)

一般廃棄物処理施設届出事項変更届出書
産業

職 氏 名 股

一般廃棄物処理施設届出事項に変更を生じたので、廃棄物の処理
産業
及び清掃に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のと
おり届け出ます。

年 月 日
届出者

住所 □□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者) (電話) 局 番

施設の種類	
施設の種類	
設置場所	
変更事項	
変更前後	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

様式第7号(第4条、第17条関係)

一般廃棄物処理施設廃止届出書
産業

職 氏 名 股

一般廃棄物処理施設を廃止したいので、廃棄物の処理及び清掃に
産業
関する法律施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり届け出
ます。

年 月 日
届出者

住所 □□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者) (電話) 局 番

施設の種類	
施設の種類	
設置場所	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 8 号 (第 5 条関係)

産業廃棄物処理業許可申請書

職 氏 名 殿

産業廃棄物処理業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者

住所

□□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話) 局 番)

事業の範囲	事業の種類	収集・運搬 (保管行為最終処分) (有・無) 中間処理
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所の所在地		
事業場の所在地		
事業の用に供する施設の概要		
事業開始予定年月日		

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 (当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の届出に係る施設である場合を除く。)
- 3 住民票の写し (法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本) 又は外国人登録証明書
- 4 申請者 (法人にあつては、その業務を行う役員を含む。) が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項第4号イ及びロに該当しない旨を記載した書類
- 5 産業廃棄物の処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除く。) を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 6 産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合には、当該事業の用に供する最終処分場に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し並びに申請者が当該土地の所有権を有しない場合には、申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- 7 申請者 (法人にあつては、その業務を行う役員を含む。) の履歴書
- 8 取り扱う産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類及び分析検査結果の証明書の写し

別紙1

(1) 収集・運搬用

区分	名称	最大積載量 又は容量	台数又は 数量	登録番号	所有者の氏名
運搬車等					
運搬容器					

区分	名称	容量	数量	設置場所
保管施設				
保管容器				

備考 次の書類を添付すること。

- 1 運搬車等の写真(前面、側面及び後面から撮影したもの各1枚)
- 2 運搬車等又は保管施設を使用する権原を証する書類
- 3 運搬容器又は保管容器を使用する場合には、その写真

(2) 中間処理用

種類	中間処理施設	
	数量	処理能力
設置場所		
処理能力	t・m ³ /時	t・m ³ /日
処理方式		
構造及び概要		
産業廃棄物の 保管方法		

(3) 最終処分用

設 置 場 所			
土地の所有者の氏名			
処 理 能 力	面積	m ²	埋立容量
			m ³
周囲の囲い			
表 示 方 法			
廃棄物の流出の防止措置			
公共水域及び地下水の汚染の防止措置			
悪臭の発散の防止措置			
衛生害虫等の発生の防止措置			
構造及び設備の概要			
最終処分場			
埋立処分に使用する機械等			

様式第9号 (第6条関係)

産業廃棄物処理業許可証

住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者)の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理業の許可をしたことを証する。

年 月 日

職 氏 名 団

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号
事業の種類	事業の種類	
事業の範囲	取り扱う産業廃棄物の種類	
許 可 の 期 限		
許 可 の 条 件		

様式第10号 (第7条関係)

産業廃棄物処理業変更許可申請書

職 氏 名 殿

産業廃棄物処理業の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所 □□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名 (電話) 局 番)

許可年月日	年 月 日
許可番号	
変更事項	変更前
	変更後
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の概要	様式第8号の別紙1のとおり
変更予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類

- 2 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 (当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の届出施設である場合を除く。)
- 3 住民票の写し (法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本) 又は外国人登録証明書
- 4 申請者 (法人にあつては、その業務を行う役員を含む。) が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項第4号イ及びロに該当しない旨を記載した書類
- 5 産業廃棄物の処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除く。) を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 6 産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合には、当該事業の用に供する最終処分場に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し並びに申請者が当該土地の所有権を有しない場合には、申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- 7 申請者 (法人にあつては、その業務を行う役員を含む。) の履歴書
- 8 取り扱う産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類及び分析検査結果の証明書の写し
- 9 産業廃棄物処理業許可証

様式第11号 (第8条関係)

産業廃棄物処理業廃止届出書

職 氏 名 股

産業廃棄物処理業の全部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第8項において準用する同法第7条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所 □□□□-□□

届出者 住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名 (電話) 局 番)

許可年月日	年 月 日
許可番号	
廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	

添付書類

産業廃棄物処理業許可証

様式第12号 (第8条関係)

産業廃棄物処理業変更届出書

職 氏 名 股

産業廃棄物処理業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第8項において準用する同法第7条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所 □□□□-□□

届出者 住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名 (電話) 局 番)

許可年月日	年 月 日
許可番号	
変更年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

添付書類

1 産業廃棄物処理業許可証

2 当該変更事項の内容を証する書類

様式第13号 (第9条関係)

産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

職 氏 名 殿

産業廃棄物処理業許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所 □□□□-□□□

申請者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話) 局 番

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号

事 業 の 種 類

事 業 の 範 囲

再交付を受けようとする理由

添付書類

産業廃棄物処理業許可証 (亡失した場合を除く。)

様式第14号 (第11条関係)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

職 氏 名 殿

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所 □□□□-□□□

申請者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話) 局 番

事業の範囲

再生活用又は再生輸送の別

取り扱う産業廃棄物の種類

事業所の所在地

再生利用の目的

再生利用の方法

再生利用の用に供する施設の種別、数量、設置場所及び能力

再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要

排出者の氏名又は名称及び住所

再生活用業者の氏名又は名称及び住所

再生輸送業者の氏名又は名称及び住所

再生活用により得られる有用物の利用方法

取引関係

事業開始予定年月日

年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、再生輸送業者との委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 住民票の写し(法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)又は外国人登録証明書

様式第15号 (第11条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者)の氏名

年 月 日

職 氏 名 団

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第3号の規定により、次のとおり産業廃棄物再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	年 月 日	指定番号
事業の範囲 再生活用又は再生輸送の別 取り扱う産業廃棄物の種類		
再生利用の方法		
取 引 関 係		
指 定 の 期 限		
指 定 の 条 件		

様式第16号(第11条関係)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

職 氏 名 殿

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更を受けたいので、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条第5項の規定に
より、次のとおり申請します。

年 月 日

□□□□-□□□□

住所

申請者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者)の氏名 (電話番)
局 番

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
再生活用又は再 生輸送の別	変更前
	変更後
取り扱う産業廃 棄物の種類	変更前
	変更後
変 更 の 理 由	
変更に係る再生利用の方法	
変更に係る取引関係	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更後の取引関係を記載した書類
- 3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 変更後の再生利用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 変更後の委託関係を記載した書類
- 6 住民票の写し(法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)又は外国人登録証明書
- 7 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第17号 (第12条関係)

産業廃棄物再生利用業廃止届出書

職 氏 名 殿
産業廃棄物再生利用業の全部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所 □□□□-□□□
届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名 (電話番号) 番) 局

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止した事業の範囲	
廃 止 の 理 由	

添付書類
産業廃棄物再生利用業指定証

様式第18号 (第12条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

職 氏 名 殿
産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所 □□□□-□□□
届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名 (電話番号) 番) 局

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 前
	変 更 後
変 更 内 容	
変 更 の 理 由	

添付書類
1 産業廃棄物再生利用業指定証
2 当該変更事項の内容を証する書類

様式第19号 (第13条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

職 氏 名 殿

産業廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

□□□□-□□

申請者

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番

指 定 年 月 日

年 月 日

指 定 番 号

事業の範囲
再生活用又は再生輸送の別
取り扱う産業廃棄物の種類

再交付を受けようとする理由

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証 (亡失した場合を除く。)

様式第20号 (第16条関係)

産業廃棄物処理施設設置届出書

職 氏 名 殿

産業廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

□□□□-□□

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番

施 設 の 種 類

処理する産業廃棄物の種類

設 置 場 所

処 理 能 力

処 理 方 式

構造及び設備の概要

水質及び水量

放 流 方 法

放 流 先 の 概 況

汚 濁 等 の 処 分 方 法

着 工 予 定 年 月 日

年 月 日 使用開始予定

年 月 日

添付書類

- 1 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 2 処理工程図
- 3 施設の付近の見取図

様式第21号 (第16条関係)

産業廃棄物最終処分場設置届出書

職 氏 名 殿

産業廃棄物の最終処分場を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者

住所

□□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話) 局 番

埋立処分する廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処理能力	埋立地の面積 m ²
	埋立地の埋立 容量 m ³
埋 立 方 式	
構 造 及 び 設 備 の 概 要	別紙1のとおり
放 流 水	水質及び水量
	放 流 方 法
	放流先の概況
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
埋立開始予定年月日	年 月 日
	埋立終了予定年月日
	年 月 日

添付書類

- 1 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 2 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 埋立処分計画を記載した書類
- 4 施設の位置、搬入経路及び付近の土地利用状況等を示す見取図
- 5 維持管理計画の概要(別紙2)
- 6 施設に係る土地の表示(別紙3)、登記簿の謄本及び公図の写し並びに設置者が当該土地の所有権を有しない場合には、設置者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- 7 埋立処分する産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類及び分析検査結果の証明書の写し
- 8 跡地利用計画書

別紙 1

区 分	構造及び設備の概要
周囲の囲い	
表示方法	
地盤の盛り又は設備の法下の防止措置	
廃棄物の流出の防止措置	
公共水域及び地下水の汚染の防止措置	
地表水の流入の防止措置	
仕 切 設 備	

別紙 2

区 分	維持管理計画の概要
廃棄物の飛散又は流出の防止措置	
悪臭の発散の防止措置	
火災の発生の防止措置	
衛生害虫等の発生の防止措置	
発生ガスの排除方法	
放流水の水質検査計画	
周縁の地下水の水質検査計画	
埋立地の閉鎖方法	

別紙 3

施設の所在地			地目	公簿面積 ㎡	実測面積 ㎡	埋立計画面積 ㎡	所有者の住所及び氏名
市町村	大字	字					
計							

様式第22号 (第18条関係)

一般廃棄物処理施設使用開始報告書
産業

職 氏 名 殿

一般廃棄物処理施設の使用を開始したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

管理者

住所

□□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番

設置者	住 所	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
施設の種類	設置場所	
設置の届出の年月日	年 月 日	
使用開始年月日	年 月 日	
技術管理者又は保守点検業者の氏名		

添付書類 技術管理者の履歴書及び資格を証する書類

様式第23号 (第18条関係)

一般廃棄物処理施設技術管理者変更報告書
産業

職 氏 名 殿

一般廃棄物処理施設の技術管理者を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

管理者

住所

□□□□-□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番

設置者	住 所	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
施設の種類	設置場所	
技術氏名	変更前	
技術氏名	変更後	
変更年月日	年 月 日	

添付書類 変更後の技術管理者の履歴書及び資格を証する書類

様式第24号 (第18条関係)

産業廃棄物処理責任者設置報告書

職 氏 名 殿
産業廃棄物処理責任者を設置したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条第3項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日
事業者 住所 □□□□-□□□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番)

事業場の名称		
事業場の所在地		
有害産業廃棄物を排出する施設名又は産業廃棄物処理施設名		
産業廃棄物処理責任者を置き、又は変更する必要が生じた事由		
産業廃棄物処理責任者の氏名及び職名	設置・変更後	変更前
上記事由が発生した年月日	年 月 日	年 月 日

様式第25号 (第18条関係)

有害産業廃棄物処理実績報告書

職 氏 名 殿
有害産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日
事業者 住所 □□□□-□□□□

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話番号) 局 番)

事業場の名称	
事業場の所在地	
処理期間	年 月 日から 年 月 日まで
処理実績	別紙のとおり

告 示

鳥取県告示第三百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十八年三月鳥取県規則第十八号)第十一条第二項に基づく産業廃棄物再生利用業に係る指定基準を次のとおり定め、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

- 一 産業廃棄物の再生輸送(再生利用のための産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行おうとする者に対する指定の基準
 - (一) 産業廃棄物の再生輸送を除く再生利用(以下「再生活用」という。)を行う者(以下「再生活用業者」という。)が自ら再生輸送を行うか又は再生活用業者の委託に基づく再生輸送を行うこと。
 - (二) 再生輸送の用に供する施設、人員等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十条第一号に掲げる要件に適合するものであること。
 - (三) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- 二 再生活用を業として行おうとする者に対する指定の基準

- (一) 産業廃棄物を原則として無償で引き取ること。
- (二) 再生活用を確実に遂行するための施設、人員等が備わっていること。
- (三) 引き取られた産業廃棄物はすべて再生活用の用に供されること。
- (四) 排出者及び再生活用業者間の取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (五) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (六) 再生活用において生ずる廃棄物の処理を適確に遂行できること。